

Weekly コラム

令和 6 年 7 月 16 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

トラック運転者の 改善基準告示とは

◆迫りくる令和 6 年 4 月施行の改善基準

トラックなどの運輸業界では「2024 年問題」と言われているのが「改善基準告示」です。改善基準告示とは、「自動車運転者等の改善のための基準」のことを言い、自動車運転者の長時間労働を防ぐことは、労働者自身の健康確保のみならず、国民の安全確保の観点からも重要であることからトラック、バス、ハイヤー、タクシー等の自動車運転者について基準などが設けられています。

広い意味でトラック運転者とは運送会社で働くトラックの運転者に限らず旅客事業者運送事業（ハイヤー・タクシー・バス等）及び貨物事業者運送事業以外の事業に従事する自動車運転者を含みます。

令和 4 年 12 月に自動車運転者の健康確保等の見直しが行われ、拘束時間の上限や休息期間等が改定され、令和 6 年 4 月に施行されます。

自動車運転者の時間外労働の上限は、令和 6 年 4 月から原則月 45 時間、年 360 時間、臨時特別な事情がある場合でも年 960 時間となります。

◆トラックの「改善基準告示」見直しポイント

改善基準はトラックやタクシー、バスで共通事項もありますが時間の制限の多少の違いがあります。ここではトラックの改善基準を見てみます。

①1 年の拘束時間 現行 3516 時間⇒3300 時間 最大 3400 時間

②1か月の拘束時間 現行原則 293 時間最大 320 時間⇒原則 284 時間、最大 310 時間

③1日の休憩時間 現行継続 8 時間⇒継続 11 時間を基本とし、9 時間下限

◆労働時間のとらえ方、考え方

拘束時間とは使用者に拘束されている時間で、労働時間＋休憩時間 例えば会社に出社し始業から仕事し、仕事を終えて終業するまでを言います。

また、作業時間とは運転や車両の整備、荷扱いをする時間を言い、手待ち時間とはバスやタクシー運転手における客待ち、トラック運転手における荷待ちの時間を言います。そして休息時間とは勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む生活時間として労働者にとって全く自由な時間を言います。

トラック運転手の労働時間短縮に取り組むことは人材不足の中、さらなる経営努力が求められています。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。